

○ 緊急通報システム	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
稼働件数	延13,057件	延11,813件	延10,747件
緊急通報受信件数	1,690件	2,430件	2,172件

イ その他の支援

高齢者を介護している家族を支援します。

○ 介護用品の支給

要介護度4・5相当の高齢者を在宅で介護する家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

○ 家族介護等支援事業

介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図り、家族介護者及び地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。

○ 家族介護慰労金

介護を要する在宅の高齢者を介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。

○ 認知症高齢者見守りネットワーク事業

(※ P● 参照)

○ 要援護高齢者緊急一時保護事業

(※ P●参照)

《 実績 》

○ 介護用品の支給	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
介護用品給付者数	2,436人	2,299人	2,252人
○ 家族介護等支援事業	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
参加者数	15,473人	15,709人	人
○ 家族介護慰労金	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
支給実績	7人	6人	5人

(6) 福祉人材の確保等

○福祉人材養成等の取組み

福祉人材の確保については、2007（平成19）年8月に厚生労働省により示された新
人材確保指針（「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な
指針」）における地方公共団体が担うべき役割を踏まえつつ、多様化する福祉・介護ニー
ズに的確に対応できる人材を養成・確保できるよう取り組みます。

人材の養成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資
質向上に取り組みます。

また、将来の福祉人材の育成・確保に向けて、中長期的視点を持って、福祉に関する
理解促進やイメージアップの取組みを進めます。

軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス
従事者研修」を実施し、従事者の増加を図ります。

介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や処遇
の改善に向けて、大阪市としても、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善
加算の取得促進に引き続き取り組みます。

○ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成

福祉専門職の育成・定着に向けて、キャリア研修やスキルアップ研修等を行うほか、
職員同士の横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催するなど、専門職が専門性
を発揮し、誇りを持ち続けながら働くことができるよう、様々な取組みを実施します。

○ 福祉に関する理解促進やイメージアップの取組み

小学生向け福祉教材の配付や中学生向け福祉教育プログラム等を実施し、福祉・介護
の理解促進やイメージアップに取り組みます。

《 実績 》

○ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉専門職向け研修実施状況			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
福祉専門職向け研修	78回	83回	71回

○ 小学生向け福祉教材「福祉読本」の配付			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
配付数	—	約19,000冊	約21,000冊

(7) 効果的な情報提供・啓発

必要なサービスを高齢者が主体的に選択するために、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報の効果的な提供に向けた取組みの充実を図ります。

ア 多様な情報の提供

高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については毎月発行する区の広報紙や大阪市ホームページ等を活用し必要な広報を行っている他、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、高齢者に限らず広く社会福祉に関することや様々な取組みについてホームページや情報誌「ウェルおおさか」によって総合的に情報提供を行います。

非識字の高齢者やその家族に対する利用しやすい方法での情報提供やコミュニケーションに障がいのある高齢者への点字による情報提供など個々の障がいの状況に適した情報提供を行います。

○ 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成

大阪市の高齢者施策の内容についてわかりやすく説明した冊子を作成します。

○ 「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成

大阪市の在宅福祉サービス事業に対する理解を深めていただくため、市民周知に努めます。

○ 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配布

2年に1回、「くらしの便利帳」を発行し、転入者や希望者に区役所窓口で配布します。

○ パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供

介護保険制度全般に関して、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けのパンフレットを作成するなど、広く市民にわかりやすく情報が伝わるように努めます。

○ 大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発

高齢者をはじめとするすべての消費者に、講座などによる消費者教育・啓発を行い、また、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんなどを行います。

○ ATCエイジレスセンター事業

福祉機器や介護機器用品の展示・紹介コーナーを設置するとともに、アクティブシニア向け各種イベント・セミナーを開催します。

所在地 住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟 11階

《 実績 》

○ 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成			
作成部数	2017(平成29)年度 12,500部	2018(平成30)年度 12,000部	2019(令和元)年度 11,000部
○ 「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成			
作成部数	2017(平成29)年度 58,000部	2018(平成30)年度 58,000部	2019(令和元)年度 56,000部
○ 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載（隔年作成）			
作成部数	2017(平成29)年度 400,000部	2018(平成30)年度 —	2019(令和元)年度 390,000部
○ 介護保険制度の市民向けのパンフレットの作成			
日本語版	2017(平成29)年度 148,300部	2018(平成30)年度 140,400部	2019(令和元)年度 137,000部
点字版	325部	325部	325部
○ 大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発			
相談件数	2017(平成29)年度 21,260件	2018(平成30)年度 21,013件	2019(令和元)年度 21,033件
○ A T Cエイジレスセンター事業			
来場者数	2017(平成29)年度 135,909人	2018(平成30)年度 138,511人	2019(令和元)年度 120,137人

イ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者が、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

○ 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（5言語）を作成し、外国籍の高齢者へ制度の内容が伝わるよう周知に努めます。

○ 外国籍住民のための5言語による市政・区政相談、法律相談

大阪国際交流センターにおいて、5言語で法律相談を行います。また、市役所市民相談室と区役所に外国籍住民のための相談専用電話を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して5言語で行います。

○ 外国籍住民向けWebサイト「大阪生活ガイド」による情報発信及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

ホームページ（4言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国籍住民の市民生活に不可欠な情報、市民生活を支援する情報を発信して周知に努めているほか、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどに対応するため、外国籍住民のための生活情報提供窓口として多言語による「外国人のための相談窓口」（5言語）を引き続き開設します。

《 実績 》

○ 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
作成部数			
韓国・朝鮮語	3,100部	3,100部	3,100部
英語	400部	400部	400部
中国語	400部	400部	400部
スペイン・ポルトガル語	—	800部	—
○ 外国籍住民のための5言語※による市政・区政相談、法律相談			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
市政・区政相談件数	1,432件	1,539件	1,853件
法律相談件数	52件	51件	67件
※2019(令和元)年7月から、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語の5言語により実施。			
○ 多言語による「外国人のための相談窓口」の運営 (※については、2019年7月1日より対応)			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
言語別取扱件数			
英語	730件	670件	534件
中国語	471件	492件	821件
韓国・朝鮮語	107件	108件	131件
ベトナム語※	—	—	137件
フィリピン語※	—	—	17件
日本語	364件	387件	475件

ウ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

高齢者福祉月間をはじめ、高齢社会の理解を深めるための取組みを推進するとともに、生活習慣病予防の取組み等、若いときから高齢期を意識した生活を営むよう啓発に努めます。

また、認知症などにより判断能力が不十分になった場合に備え、判断能力がある間に財産管理や介護のあり方を依頼する成年後見制度のひとつである任意後見制度を活用するよう、地域包括支援センターなどで啓発を進めます。

○ 高齢者福祉月間

1965(昭和40)年度から、毎年9月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会、各区において関連行事等を実施するとともに、高齢者の福祉や高齢期のあり方について、理解と関心を深める情報発信を行います。

《 実績 》

○ 高齢者福祉月間			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
高齢者福祉大会	約1,000人	約1,000人	約900人

エ 高齢者と他の世代との交流

高齢社会は、若い世代を含め、すべての世代の生き方についての問題であることから、

子どもたちに高齢者についての正しい理解や思いやりの心を育てる学習が望まれています。老人福祉センターにおいて、文化伝承活動や世代間交流事業を推進するほか、保育所や児童館等において地域の高齢者を季節的行事などに招待する活動を行っています。市立小・中学校及び幼稚園の体験活動において、地域の老人福祉施設などでの交流や、地域の高齢者から昔の遊びやわらべ歌を教えてもらうなど、高齢者とのふれあいを大切にした活動を実施します。

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

全国から高齢者をはじめ多くの人々が集う中、スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深めます。

○ 折り紙教室等世代間交流事業

（※ P● 参照）

《 実績 》

○ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
参加者数	132人	120人	119人

5 住まいづくり・まちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上に努めます。

介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

また、高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。さらに、安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

(1) 住まいづくり

[重点的な取り組み内容は、P● 「(1) 多様な住まい方の支援」 参照]

ア 多様な居住ニーズに対応した情報提供

高齢者が多様な住まい方を選択できるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、高齢者等に対する住宅相談を含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。

○ 大阪市立住まい情報センター

市民が住まいに関する様々な情報を迅速かつ的確に入手できるよう、総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

所在地 北区天神橋6丁目4-20

《 実績 》

○ 大阪市立住まい情報センター

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談・情報提供件数	約44,600件	約47,400件	約40,300件
(注) 高齢者などに対する住宅相談も含めた、一般相談・専門家相談の総件数			

イ 市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅について高齢化対応設計を行う等、高齢化への対応を進めます。

○ 建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

建替えを行う市営住宅については、全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベーターの設置等、高齢化に対応した設計を行います。

○ 既存市営住宅のバリアフリー化

既存の市営住宅については、浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置などバリアフリー化を図ります。

○ 高齢者向け住宅

60歳以上の方が、配偶者、18歳未満の児童、障がい者、60歳以上の方のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 単身者向け住宅

1人で日常生活のできる60歳以上の単身者を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 親子ペア住宅

高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合わせで居住できる市営住宅の入居者募集を行います。

○ 親子近居住宅

高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行います。

○ 高齢者ケア付住宅

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者等の在宅生活を支援するため、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による安否確認等の福祉サービスが受けられる市営住宅の入居者募集を行います。

○ 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入

高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、NPO等の団体に市営住宅の空き住戸を提供します。

《 実績 》

○ 建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
新築市営住宅の高齢化対応設計	829戸	1,108戸	1,082戸

○ 既存市営住宅のバリアフリー化			
既設中層住宅のエレベーター設置	2017(平成29)年度 5棟17基	2018(平成30)年度 11棟34基	2019(令和元)年度 2棟6基
○ 高齢者向け住宅			
募集戸数	2017(平成29)年度 160戸	2018(平成30)年度 160戸	2019(令和元)年度 160戸
○ 単身者向け住宅			
募集戸数	2017(平成29)年度 569戸	2018(平成30)年度 605戸	2019(令和元)年度 618戸
○ 親子ペア住宅			
募集戸数	2017(平成29)年度 18組36戸	2018(平成30)年度 37組74戸	2019(令和元)年度 23組46戸
○ 親子近居住宅			
親子セット向け住宅	2017(平成29)年度 15組30戸	2018(平成30)年度 15組30戸	2019(令和元)年度 15組30戸
子世帯向け住宅	70戸	70戸	70戸
親世帯向け住宅	20戸	20戸	20戸
○ 高齢者ケア付住宅			
募集戸数	2017(平成29)年度 32戸	2018(平成30)年度 34戸	2019(令和元)年度 32戸
○ 空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入			
募集件数	2017(平成29)年度 3か所	2018(平成30)年度 5か所	2019(令和元)年度 6か所

ウ 民間住宅における高齢化への対応

民間住宅において、高齢者等の居住に配慮した取組みを推進することにより、誰もが安心して暮らせる住まいづくりに努めます。

○ セーフティネット住宅登録制度

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページへの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を行います。

また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページにおいて、住まいに関する相談窓口として大阪市立住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介します。

○ 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん

賃貸住宅等) や当該住宅を斡旋する不動産店(協力店)等の情報提供を行います。

○ 民間老朽住宅建替支援事業

・本制度は、良質な住宅供給と市街地の防災性の向上を図るため、老朽建築物等について、一定の要件を満たす集合住宅へ建替える場合に、建設費等の一部を補助するものである。

・現在、本制度開始以降の社会経済情勢等の変化を踏まえ、令和3年度以降の本制度のあり方について検討しているところであるため、制度内容が定まった段階で、本計画への位置付けの適否を判断する。(都市整備局)

○ サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

今後一層増えることが見込まれる高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、中重度の要介護認定者の入居が増加していることから、医療と介護が適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、登録の審査、届出、立入検査の実施及び自主点検の結果報告を求める等、引き続き事業者への指導に取り組みます。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。

さらに、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表していきます。

《 実績 》

○ 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数(累計)	5,092戸	5,092戸	5,092戸	
協力店の登録の登録件数(累計)	234件	254件	269件	
○ 民間老朽住宅建替支援事業				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
従前居住者家賃補助 件数	26件	23件	10件	
うち高齢者世帯	(17件)	(15件)	(10件)	
建替建設費補助 補助戸数	327戸	101戸	63戸	
○ サービス付き高齢者向け住宅				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
登録戸数(累計)	7,644戸	7,922戸	8,108戸	
○ 住宅型有料老人ホーム				
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
定員	8,511人	8,562人	9,357人	

エ 住宅の改修に対する支援

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅改修の介護保険給付及び高齢者住宅改修費給付事業を行います。

- 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）
- 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行います。

また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の自己負担分の負担で済む「給付券方式」を引き続き導入します。

○ 高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度による住宅改修を行う場合に、介護保険制度の住宅改修の介護保険給付を補完する制度として、関連する工事のうち支給対象とならない部分について、改修費用を給付します。

《 実績 》

○ 住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
サービス量	5,871人/年	5,590人/年	5,178人/年
○ 介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
サービス量	4,874人/年	4,143人/年	3,918人/年
○ 高齢者住宅改修費給付事業			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
件数	121件	85件	67件

(2) 施設・居住系サービス

〔 重点的な取組み内容は、P● 「(3) 施設・居住系サービスの推進」 参照 〕

ア 介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）

○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受けます。

《 実績 》

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	13,248人	13,539人	13,903人

《 整備目標 》

入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となる状態が維持できるよう認定者数の伸びを勘案しながら引き続き必要な整備を進めます。

整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないように配慮します。

地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）については、全体の整備量の中で整備します。

○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

イ 介護老人保健施設

○ 介護老人保健施設

病状安定期で、入院治療の必要はないがリハビリテーション、看護及び介護を必要とする高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、自立と家庭復帰を支援します。

《 実績 》

○ 介護老人保健施設

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	7,497人	7,980人	7,980人

《 整備目標 》

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進めます。

○ 介護老人保健施設

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

ウ 介護療養型医療施設及び介護医療院

○ 介護療養型医療施設及び介護医療院

長期にわたる療養が必要な高齢者に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他の必要な医療を行う施設です。

《 実績 》

○ 介護療養型医療施設

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	458人	328人	239人

《 整備目標 》

現行の介護療養型医療施設の経過措置期間が2023（令和5）年度末まで延長されているため、その間に介護療養型医療施設については、各施設の意向に沿って転換を進めていきます。

○ 介護療養型医療施設			
	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

○ 介護医療院			
	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

エ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上の世話などを行います。

《 実績 》

○ 認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	4,278人	4,413人	4,429人

《 整備目標 》

認知症高齢者が今後も増加することが見込まれるため、認知症高齢者数の伸び等を勘案して目標量を設定し、整備を進めます。

○ 認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）			
	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
年度末定員数	人	人	人

オ 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）

- 特定施設入居者生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等については、特定施設入居者生活介護の指定を受ければ事業者による介護保険サービスの提供が可能です。

《 実績 》

○ 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
年度末定員数	8,158人	9,156人	9,640人

《 整備目標 》

今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、要介護認定者数を勘案して目標量を設定し、整備を進めます。

○ 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む)

	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
年度末定員数	人	人	人

カ 養護老人ホーム

○ 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスが受けられます。

《 実績 》

○ 養護老人ホーム

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	767人	767人	767人

キ その他

居宅で生活することが困難である等の高齢者の多様な居住ニーズに対応したケアハウス等があります。

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

○ 経過的軽費老人ホーム（A型）

高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

○ 生活支援ハウス

市内に住所を有する人で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある人を対象に、必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言並びに緊急時の対応を行うとともに、利用者の虚弱化などに伴い介護保険の居宅サービスなどを必要とする場合は、利用手続きなどを援助します。

《 実績 》

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	705人	705人	705人
○ 経過的軽費老人ホーム（A型）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	50人	50人	50人
○ 生活支援ハウス			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入所定員	80人	80人	80人

(3) ひとにやさしいまちづくり

高齢者などすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、バリアフリーに加え、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの総合的な推進を図る必要があります。

ア 安全な歩行空間等の整備

「ひとにやさしいまちづくり」施策の推進にあたっては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

○ 民間建築物事前協議

「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めています。

○ 公園施設の整備

公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も利用できるトイレの整備を行います。

○ 歩道設置やゆずり葉の道整備

高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置やゆずり葉の道整備を行います。

○ 既設歩道の段差解消

大阪市交通バリアフリー基本構想に沿って策定した道路特定事業計画に基づく重点整備地区内の特定道路（主要な経路）などにおいて、歩道の段差解消を行います。

○ 電線類地中化

都市防災機能の向上、都市魅力の向上、歩行者空間の安全・快適性の向上等を目的に電線類を地中に整備します。

○ 放置自転車対策

鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進めます。

○ 投票所のバリアフリー化

選挙権行使に係る投票記載場所については、既設スロープを有効活用するとともに、仮設スロープを設置するなど投票所のバリアフリー化に努めます。

○ わがまちのやさしさ発見レポート募集

市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障がい者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集します。

《 実績 》

○ 民間建築物事前協議			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
事前協議件数	653件	611件	507件
完了届	589件	519件	538件
○ 公園施設の整備			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
整備数	2公園	2公園	2公園
○ 歩道設置やゆずり葉の道整備			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
歩道設置	約0.9km	約0.3km	約0.7km
ゆずり葉の道整備	—	—	—
○ 電線類地中化			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
	約0.8km	約0.7km	約1.1km
○ 放置自転車対策			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
自転車等放置禁止区域の指定駅数	延146駅	延146駅	延146駅
自転車等駐車場の整備駅数 (鉄道事業者整備を含む)	延160駅	延160駅	延163駅

○ わがまちのやさしさ発見レポート募集

		2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
応募数	中学生	311件	179件	85件
	高校生	189件	245件	216件
	計	500件	424件	301件

イ 公共交通機関の改善

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するとともに、誰もが安全・快適に、安心してご利用できるよう、「バリアフリー法」、「大阪市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、身近な公共交通機関である鉄道・バスの車両及び施設の改善等バリアフリー化を促進します。

○ 民間事業者に対する働きかけ

「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけていきます。

また、「ひとにやさしい市営交通」の精神を承継している大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社が実施する安全対策やバリアフリー化の取組みが着実に進むよう働きかけていきます。

（4）安全な暮らしのために

高齢者が社会の一員として地域で自立した安全な暮らしを確保するため、市民の防災・防犯意識の高揚に努めるとともに、介護を要する高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

「大阪市地域防災計画〈震災対策編〉」、「同〈風水害等対策編〉」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

イ 防災意識の啓発

生活ガイドブック「くらしの便利帳」（2年に1回発行）に防災対策について記載するなど、様々な広報、啓発を行います。

また、マスメディアなどを活用した防災意識の啓発に努めます。

○ 災害による高齢者の被害を低減させる取組の推進

- ・ 高齢者本人に対する直接的な取組

戸別訪問による防火指導や高齢者を対象とした各種教室、行事等において、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの防火・防災上必要な知識について啓発します。

また、高齢者の同意のもとケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の協力者など日常的に介護等で高齢者に接する介護事業者等（以下「介護事業者等」という。）による要請を受けた場合は、可能な限り、依頼者である介護事業者等の同行を求め、介護事業者等とともに高齢者宅へ訪問し、連携して火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの防火・防災上必要なアドバイスを行います。

- ・ 日常的に高齢者に接する者に対する間接的な取組

介護事業者等を対象とした会議等の機会を捉え、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの各種情報を提供するほか、高齢者防火安全研修を実施するなど、日常的な介護業務を通じ高齢者に対して啓発及び注意喚起するよう依頼します。

○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施します。

《 実績 》

○介護事業者等を対象とした高齢者防火安全研修			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
受講者数	7,314人	8,196人	8,192人
※平成27(2015)年度より実施			

○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
高齢者対象防火訓練	17,379人	19,948人	22,203人

ウ 災害時の要配慮者支援

大阪市では、大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（要配慮者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を2009（平成21）年に策定しました《2014（平成26）年10月改訂「（現）大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」》。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を2011（平成23）年7月に作成しており、今後も高齢者の災害対策を推進していきます《2017（平成29）年11月改定「（現）大阪市高齢者施設等防災マニュアル」》。

また、災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが重要です。そのひとつとして、地域において行われている日頃の見守り活動などの活発化に努め、住民同士の顔の見える関係づくりを進めます。

(重点的な取り組み内容は第7章「P● (3) 地域における見守り施策の推進」参照)

○ 地域防災リーダーによる支援

地域における防災活動の中心的役割を担う地域防災リーダーに対して、防災に関する知識の普及、消火、救助、応急手当等の実技指導を行い、支援体制を図ります。

○ 女性防火クラブによる支援

防災意識の普及や応急手当、初期消火技術指導を行うなど、支援体制を図ります。

○ 緊急通報システム

(※ P192 参照)

○ 火災警報機(連動型)の設置

火災時避難が困難な高齢者世帯に設置し、異常時は自動的に119番通報し、玄関先に設置するブザーにより近隣者に火災を知らせます。

○ 高齢者施設の立入検査

高齢者施設などの実態把握と火災予防を目的に、出火防止と人命安全の確保について具体的指導を行います。

○ 高齢者施設の自衛消防訓練指導

高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消防訓練の実施に際し、消火、通報及び避難の訓練が適正に実施されるよう指導を行います。

○ 大規模施設の避難誘導システムの設置指導

不特定多数の人が利用する大規模施設などにおける火災発生時の高齢者などの安全確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅走行式避難誘導システム等の設置指導に努めます。

○ 福祉避難所・緊急入所施設の指定

大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)に基づき、災害時における要配慮者の避難生活場所となる福祉避難所や緊急入所施設の指定について、関係部局が協力しながら実施します。

《 実績 》

○地域防災リーダーによる支援（自主防）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
組織数	333組織	333組織	333組織
人数	9,691人	9,936人	9,504人
○女性防火クラブによる支援			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
クラブ数	25クラブ	25クラブ	25クラブ
人数	30,407人	27,211人	25,026人
○火災警報器（連動型）の設置			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
設置件数	12台	6台	0台
稼働数	220台	181台	150台
○高齢者施設の立入検査			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
検査回数	1,090回	1,115回	1,107回
○高齢者施設の自衛消防訓練指導			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
指導回数	1,658回	1,686回	1,417回
○大規模施設の避難誘導システムの設置指導			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
指導件数	8件	5件	5件
○福祉避難所・緊急入所施設の指定（累計）（自主防）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
指定件数	320件	331件	344件

エ 防犯対策の取組み

犯罪被害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、大阪市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、一体となって安全なまちづくりに関する取組みを展開する必要があります。

こうした基本認識のもと、大阪市では、地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○ 青色防犯パトロール

青色防犯パトロール活動は、大阪府警察から証明を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動です。街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげるため、青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援をします。

《 実績 》

○ 街頭犯罪発生件数（1～12月の統計）			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
発生件数	21,633件	19,236件	16,938件
※街頭犯罪	ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、自転車盗		
○ 青色防犯パトロール活動団体数			
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
団体数	171団体	169団体	167団体